

お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービスいろいろ

市では、介護予防やひとり暮らしのお年寄りの生活を支えるために、高齢者に対するさまざまなサービスを提供しています。お年寄りの状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

※高齢者＝市内に住む65歳以上の人です。

生活支援事業

生きがい活動支援通所事業

要介護認定において非該当と認定された高齢者が、デイ・サービスセンターにおいて日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして、要介護状態への進行を予防します。

費用／1日 500円（または300円）＋食費

地域ふれあい交流事業

高齢者が地域ごとに集まって、趣味

や健康講座などをを行い、食事をしながら

地域の住民と世代間の交流を図ります。また仲間づくりを行うことで、閉じこもりを

防ぎます。



費用／無料
軽度生活支援事業（ホームヘルパー派遣）

要介護認定において非該当と認定された高齢者だけの世帯が、自立した生活を続けられるよう、軽度の日常生活の援助（調理や掃除など）を行うサービスです。

【費用】
◇1時間未満 230円
◇1時間～1時間30分未満 290円

緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる緊急通報装置とペンダントを貸与します。

費用／所得により一部負担あり（0～3,000円／月）

外出支援サービス事業

公共の交通機関およびタクシーなどの利用が困難な高齢者、または身体障害者で下肢の不自由な40歳以上の人が、

医療機関などの送迎に、週1回利用できます（市内に限る）。

※車いす、ストレッチャー利用の人。費用／片道100円または300円

老人性白内障補助眼鏡などの費用助成事業

市税非課税世帯の高齢者が、白内障手術後に補助眼鏡などを作った場合に、費用の一部を助成します。

助成額／20,000円まで（一对）

はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ、または指圧費用の一部を助成します（市に登録された業者を利用した場合のみ）。

助成額／1回 1,000円（年間12回）

家族介護慰労金

自宅で常にと寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、かつ日常生活自立度（寝たきり度）がB2以上の人と同居している介護者に、慰労金を支給します（医療機関に入院した場合、または介護保険施設に短期入所した場合は除きます）。

※介護保険料および市税などに滞納がない世帯。

支給額／月額8,000円

地域支援事業

通所型介護予防事業

元気度チェックで、介護予防が必要と認められた高齢者を対象に、それぞ

れの目標に応じた運動プログラムにより運動機能の向上を図ります。

場所／介護予防拠点（やすらぎ園パワーアップセンター）

費用／1回 500円

生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者が、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います（6か月で14日以内）。費用／事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します（要事前申請）。助成額／対象となる改修費の2分の1（限度額180,000円）

配食サービス事業

ひとり暮らしなどで調理が困難な高齢者に、バランスの取れた食事を届け、併せて安否の確認を行います（昼食のみで週3回以内）。

費用／1食 300円

紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある高齢者に、紙おむつを給付します。

給付枚数／年間270枚～540枚（所得状況、介護度に応じて枚数が異なります）

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課高齢者班

☎6215350